

## 安全協定第9条で規定するLCO逸脱事象

### ●島根原子力発電所2号機 運転上の制限の逸脱について

2月26日16時06分、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力：82万kW、定期事業者検査のため停止中）において、重大事故等発生時用の燃料プール※<sup>1</sup>水位・温度監視設備が使用できない状態となったことから、同日17時00分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限※<sup>2</sup>を満足しない状態であると判断。

その後、当該設備の復旧作業（再起動）を実施し、使用できる状態になったことから、同日17時31分に運転上の制限を満足しない状態から復帰。

※1 原子力発電所の使用済燃料等を水中で冷却・保管するための施設。

※2 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限では、重大事故等発生時において燃料プールの水位・温度監視設備が動作可能であることが必要となる。本事象では、通常用の監視設備により燃料プールの水位および温度を継続監視していたものの、当該設備が停止したことから運転上の制限を満足しない状態であると判断したもの。

(中国電力公表済)

### 《県の対応》

2月27日10時30分より、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づき、中国電力に対する報告聴取を松江市と合同で実施

#### (1) 確認内容

##### ① 事象内容

中国電力職員から、事象発生の経緯と対応状況、推定原因及び今後の対応等の説明

##### ② 代替措置等の状況

中国電力職員から、以下の内容を聴取

- ・保安規定で定められた、運転上の制限を逸脱した場合に要求される措置を実施
- ・常用の水位計・温度計、監視カメラ等により、当該事象発生時においてもプールの状態は継続監視できていた

#### (2) 県の対応

原因究明と再発防止を口頭で要請